

No.251
2019
6/18



はちおうじ

JR東労組
八王子地本
八王子地本
ホームページ
「東労組八王子」で検索



第38回定期大会報告 ⑦

不当労働行為に抗するたたかいに関する修正動議提出!!

二、組織の信頼回復と強化を目指す取り組み 【3】組織破壊に抗するたたかい

(3) 不当労働行為に抗するたたかいは一人ひとりの組合員の強化を基礎に、12地本の統一闘争として職場からつくり上げます。を以下の通り修正する。

【修正内容】

(3) JR東日本会社やジェイアールバス関東会社等のグループ会社による不当労働行為の脱退強要は、その音声データを含む多くの証拠・証人を確保しており、すべての組合員・家族の利益を守るために、労働委員会の活用等、あらゆる手段を尽くしてたたかいます。

【理由】

- ①第35回臨時大会での「救済申し立ての取り下げ決定」や、第37回臨時大会「あらゆる手を尽くしてたたかう修正動議」の否決、第45回定期中央委員会「不当労働行為に関する修正動議」の否決は、組織内の手続き上の問題として議論され、労働委員会には持ち込まないことを目的化しており、止むことのない不当労働行為に対して「どのようにたたかうのか」具体的な議論が深まっていない。
- ②労働委員会は労働者救済の行政機関であり、悪辣な不当労働行為に関しては労働委員会を活用することは当然である。また、分会役員が職場で発生した脱退強要の事象を労働相談所に相談すると「労働委員会に相談した方がいい」と複数の労働相談所からアドバイスを受けている。
- ③この間、連合や交運労協など加盟組織と相談や意見交換を行ってきたが、「労働組合として会社の不当労働行為は許せるものではない」「できることがあれば協力する」とまで支援の声をあげてもらっている。
- ④各地本で団体交渉を進めてきたが、会社は不当労働行為を行った事実を一切認めず、労使議論だけでは一切の前進はない。また、管理者向けに文書が出された(10/19)以降も、悪辣な脱退強要は行われている。さらに、東京地本は東京都労働委員会にあっせん申請をしたが、会社は拒否した。
- ⑤JRバス関東本部は、申17号団体交渉で17項目の不当労働行為の言動についてジェイアールバス関東会社に調査を求めた。その結果、会社は社長以下、現場長等に発言の事実を確認し、一部を認めている。しかし、「不当労働行為の意思がないので不当労働行為ではない」「不当労働行為は会社が認定するのではなく第三者機関が認定するもの」として不当労働行為の事実を一切認めなかった。よって、JRバス関東本部は、労働協約第67条に基づいて第三者機関活用の準備に入ることを通告した。会社も「不誠実団交を重く受け止め、第三者機関活用に対応する事も視野に入れていく」と回答しており、自主的解決の努力は尽くしている。
- ⑥6月12日、水戸地本JRバス棚倉分会から中央本部山口執行委員長、水戸地本鈴木執行副委員長、JRバス関東本部遠山議長宛に、「ジェイアールバス関東本部による組合員への執拗な不当労働行為を根絶し、安全で安心して働けるバス職場を取り戻すために、『労働委員会』の活用を求める要請書」が送付されてきた。組合員からの切実な声として、職場からつくり出した不当労働行為に対するたたかいと団体交渉での解決の限界性が訴えられ、労働委員会の活用が要請されている。

職場からの闘いを基礎にあらゆる手段を講じるべきだ!!